

第1部 政策提言

政策提言委員会では、社会福祉施設等を経営する団体・公私の社会福祉施設・民生委員児童委員協議会・市町村社会福祉協議会などが参加する各部会・協議会、当事者・親の会・福祉関係団体が参加する連絡会に対して、社会福祉制度・施策に関する課題把握調査を行った。この調査結果をもとに協議を行い、以下の項目について政策提言する。

1 いのちと生活を支える福祉人材の確保

- (1)福祉従事者に対する継続的な処遇改善
- (2)子どもに向けた福祉の仕事を知る機会の確保

2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

- (1)人口減少社会に対応した福祉施設の整備
- (2)強度行動障がい等重い障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる「循環型サービス」の実現
- (3)頼れる身寄りがいない高齢者等への支援
- (4)町村域における生活困窮者支援の基盤整備
- (5)地域の生活課題の解決への社会福祉法人の積極的参加
- (6)地域を支える民生委員・児童委員の確保
- (7)生活福祉資金・コロナ特例貸付の償還困難者に係る職権免除基準等の提示
- (8)日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業の安定的な実施体制の確保

3 災害福祉の推進

- (1)避難行動要支援者の個別避難計画の作成
- (2)災害関連死を防ぐための在宅避難等要配慮者の情報共有
- (3)被災した社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣に係る費用
- (4)災害ボランティアセンターの運営体制の確保

1 いのちと生活を支える福祉人材の確保

(1) 福祉従事者に対する継続的な処遇改善

<提言先> 国

<提言の理由>

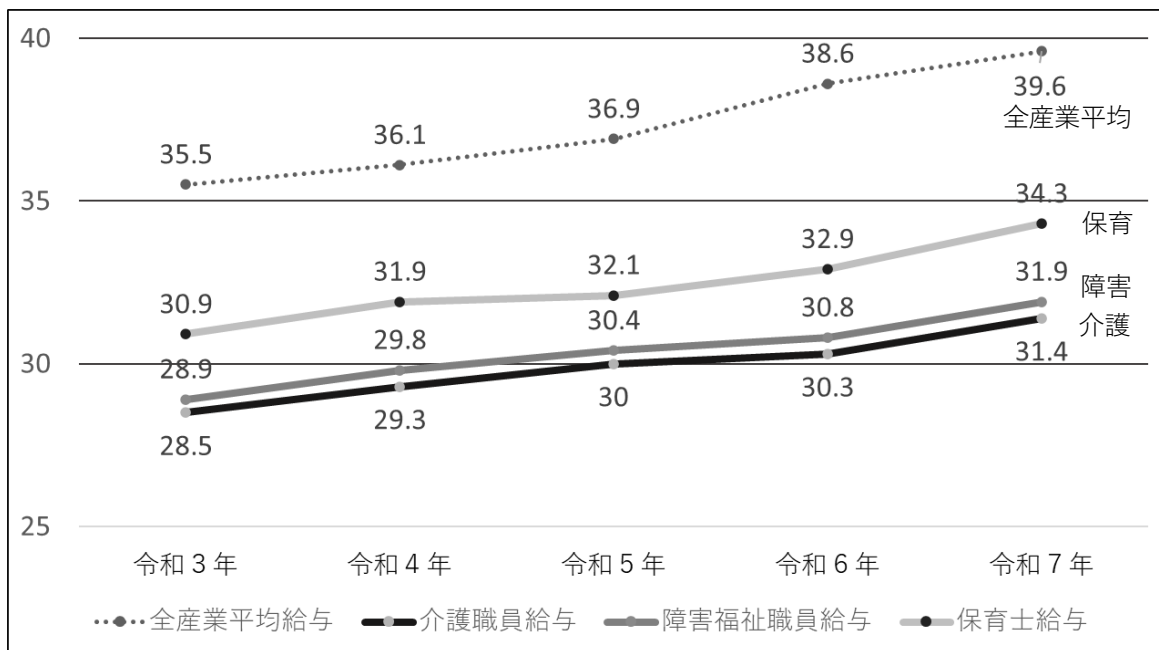
○人口減少、少子高齢化により 2040 年までに生産年齢人口が全国で約 1,000 万人減少すると予測されている。令和 8 年度に処遇改善による賃上げ支援が実施されるが、介護職員、障害福祉職員の給与は全産業平均と比べると、依然として 8 万円程度、保育士においては 5 万円程度低く、他産業への人材流出が懸念される。また、東南アジアをはじめ海外から本県に人材を呼び込む取り組みも必要である。なお、人材の定着には、社会福祉の理念や専門知識・技術を習得するための教育機会の確保も取り組むべき課題となっている。

<提言内容>

○国は、少子高齢化・人口減少社会において、福祉人材の確実な確保に向けて、期中改定を継続的に行い、福祉従事者の賃金水準を全産業平均まで引き上げること。また、今後も物価高騰等が見込まれることから、各分野の処遇改善においては、景気変動に応じた仕組みとすること

【参考 全産業平均と福祉従事者給与】

全産業平均と福祉従事者の給与差は依然として拡大傾向にある。



月収 (万円)	全産業平均給与	介護職員給与	差額	障害福祉職員給与	差額	保育士給与	差額
令和3年	35.5	28.5	7	28.9	6.6	30.9	4.6
令和4年	36.1	29.3	6.8	29.8	6.3	31.9	4.2
令和5年	36.9	30	6.9	30.4	6.5	32.1	4.8
令和6年	38.6	30.3	8.3	30.8	7.8	32.9	5.7
令和7年	39.6	31.4	8.2	31.9	7.7	34.3	5.3

(厚労省 HP より、本会作成)

(2) 子どもに向けた福祉の仕事を知る機会の確保

<提言先> 県・市町村 (教育委員会を含む)、福祉関係者

<提言の理由>

○子どもたちが「福祉の仕事」を具体的に知る機会が乏しく、将来のキャリアの選択肢に入りづらい課題がある。

<提言内容>

○県、市町村、福祉関係者は協働して、インクルーシブな社会の構築と、次世代の社会福祉の担い手を育成するために、例えば、県が取り組んでいる「いのちの授業」や、「総合的な探求の時間」を活用し、子どもの頃から高齢者や障がいのある人とのふれあいを通じて、差別や偏見のない多様な価値観を養う環境を整備するとともに、中学校や高校のキャリア教育では、利用者や現場職員との交流や体験の機会を作り、職業としての福祉の魅力伝える取り組みを強化すること

2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

(1) 人口減少社会に対応した福祉施設の整備

<提言先> 国、県

<提言の理由>

○県社協会員の福祉施設の多くが築 20 年以上を迎える中、人口減少社会を見据えて、地域の福祉サービスの基盤となる施設整備の今後のあり方について、行政の福祉計画と民間の法人経営の両側面から検討することが必要となっているが、行政より具体的な方針が示されていない。

<提言内容>

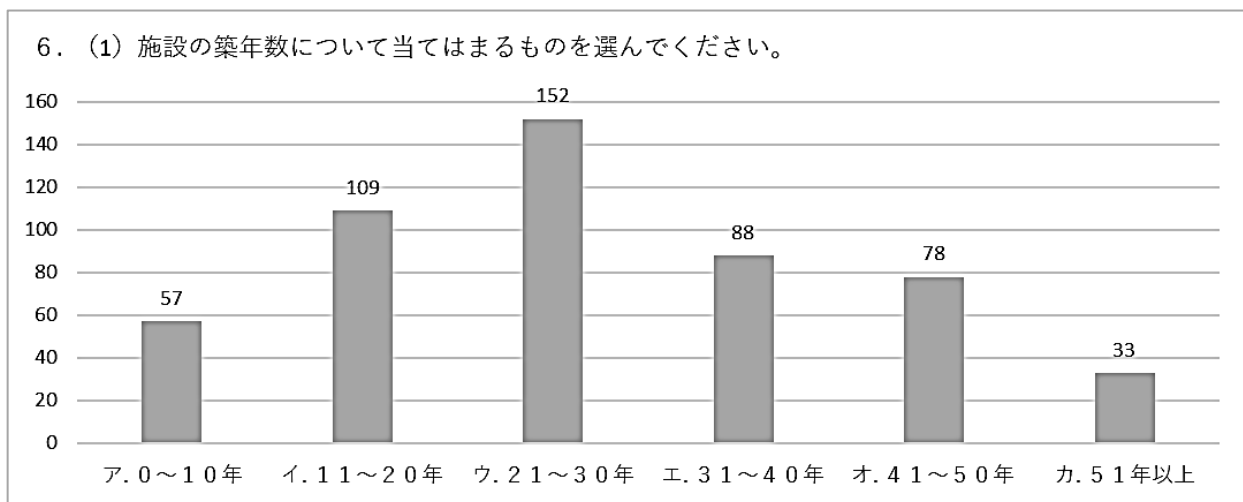
○国は、2040 年以降の人口予測を踏まえた施設整備の基本方針を示すこと

○県は、福祉施設の深刻な老朽化に対し、その対応について法人だけの責任とせず、需給予測を行い、そのデータを基にした施設整備や福祉計画を策定し、公的責任のもと、計画的かつ実効性のある施設整備を行うこと

【参考 施設の築年数】

県社協施設部会会員の福祉施設の多くは、2025 年現在、築 20 年以上が約 70%、築 30 年以上が約 40%、築 40 年以上が約 20%となっている。

(回答 517 施設/アンケート対象 1,238 施設)



(県社協施設部会「令和 7 年度施設運営に関するアンケート」より)

(2) 強度行動障がい等重い障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる「循環型サービス」の実現

<提言先> 県

<提言の理由>

○津久井やまゆり園事件から 10 年を迎えるにあたり、重い障がいがあっても地域で共に生きることができ
る社会のあり方を改めて問い直す必要がある。

○重い障がいのある人への支援を厚くするために、県立施設と民間施設が連携したセーフティネット体制を
再構築することが求められる。

<提言内容>

- 県立施設と民間施設が役割分担し、利用者ご本人のライフサイクルの中で、ご本人の意向と心身の状態に応じて暮らしの場や日中活動の場を選び直せる「循環型サービス」を障害福祉のスタンダードとして明確に位置付けること
- 県は民間施設と連携し、強度行動障がい等重い障がいのある人の地域生活を支える受入環境を整備し、専門性の高い人材育成を強化すること

(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援

<提言先> 国、県

<提言の理由>

- 頼れる身寄りがない高齢者への支援（日常生活支援、入院入所等手続支援、死後事務支援）が新たな第二種社会福祉事業（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）として位置づけられる構想だが、想定されるニーズ量を踏まえた、適正な事業の実施体制が明示されていない。

<提言内容>

- 国は、頼れる身寄りがない高齢者等が、将来にわたり安心して暮らせる環境を整えるため、新たな第二種社会福祉事業（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）を実施するにあたり、事業の対象となる者の定義や資力要件を明確化するとともに、ニーズ量を踏まえた必要な人材と財源を担保し、都道府県域での安定的な事業の実施体制を確保すること

【参考 社会福祉法の一部を改正する法律案の概況】

1. ③ 頼れる身寄りがない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設

現状・課題		法改正後	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがない高齢者等にとって、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応が生活上の課題として顕在化している。いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。 ○ 成年後見制度について、現在、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することを可能とする見直しが進められている。成年後見制度が見直された後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 頼れる身寄りがない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金を提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。 	
見直し内容			
<p>福祉サービス利用援助事業</p> <p>対象者 判断能力が不十分な者</p> <p>事業内容 日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス</p> <p>利用料 無料又は低額</p> <p>地域住民が生活支援員として意思決定支援をしながら尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助の仕組みとして機能</p>	<p>社会情勢等の変化等</p> <p>単身世帯等の増加</p> <p>成年後見制度の見直しの動き</p> <p>生活上の課題の例</p> <p>緊急連絡先がなく、入院・入所等の手続ができない</p> <p>医療費の支払等の手続ができない</p> <p>葬儀・納骨等の死後の手続をする人がいない</p> <p>空き家や残置物の処分ができない</p>	<p>福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業</p> <p>対象者 頼れる身寄りがない高齢者等 + 判断能力が不十分な者</p> <p>事業内容 日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） 地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことが目的 + 入院入所等手続支援 入院・入退所等の手続が円滑に進められるよう支援を行うことが目的 例：入院等の手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行 又は 死後事務支援 利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことが目的 例：葬儀・納骨・家財処分の契約手続支援、行政官庁への届出</p> <p>利用料 資力の要件に該当する者については無料又は低額</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">福祉サービス利用援助事業の拡充・発展</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実 ○判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実 			

(4) 町村域における生活困窮者支援の基盤整備

<提言先> 県

<提言の理由>

○生活困窮者自立相談支援事業について、相談支援の中では、問題・課題が複雑かつ多岐に渡りすぐに解決に至らないことが多く、その人が望む地域で寄り添い続ける支援が「孤独・孤立対策」の面から重要である。そのため、福祉事務所未設置町村（14 町村）において、より相談者がアクセスしやすい身近な支援体制の整備が必要となっている。

<提言内容>

- 県は、生活に困窮する住民が身近に相談でき、伴走的な支援を受けられる体制を構築するために、町村と連携した地域密着型の相談支援体制を整備すること
- さらに、それぞれの町村が進める包括的な支援体制の整備の中で、生活困窮者支援を位置付けて実施されるよう、継続して町村への働きかけを行うこと

(5) 地域の生活課題の解決への社会福祉法人の積極的参加

<提言先> 社会福祉法人

<提言の理由>

○社会福祉法人は自主性・専門性を生かした地域公益活動を展開しているが、市町村が進める包括的な支援体制との連携が必ずしも十分ではない。

<提言内容>

○社会福祉法人は、各々の自主性、専門性を生かした地域公益活動により、地域ニーズへの対応に取り組んでいるが、地域生活課題の多様化や拡大に対応するために県社協地域ネットワーク強化事業やかながわライフサポート事業を活用し、市区町村における包括的な支援体制に積極的に参加し、頼れる身寄りがない高齢者や生活困窮者への支援などの今日的な生活課題の解決に取り組むこと

(6) 地域を支える民生委員・児童委員の確保

<提言先> 国、県、市町村

<提言の理由>

○民生委員・児童委員の令和 7 年度一斉改選の結果から、本県においても担い手の確保が大きな課題であり、活動の負担軽減や社会的な意義の普及啓発が求められている。また、新任の委員に対するサポート体制の構築が必要となっている。

<提言内容>

○国は、民生委員・児童委員制度の持続のために、例えば、民間事業者を活用した各メディア媒体での広報など、目に留まる機会を継続して作り、民生委員・児童委員活動の社会的な意義を広く周知すること

○県、市町村は、民生委員・児童委員活動の負担軽減、訪問活動を補佐する協力員の設置、委員同士の相談会、活動の ICT 化等、安心して活動できるサポート体制の好事例を把握し、地域の実情に応じた取り組みを行うこと

【参考 令和 7 年度民生委員・児童委員の一斉改選の結果（令和 8 年 1 月 16 日公表時点）】

本県は全国の委嘱率より低い傾向がある。

地域	定数	委嘱数	委嘱率
全国	240,971	220,880	91.7%
神奈川県	4,074	3,684	90.4%
横浜市	4,756	4,162	87.5%
川崎市	1,930	1,428	74.0%
相模原市	936	827	88.4%
横須賀市	591	521	88.1%

(厚労省 HP より、本会作成)

(7) 生活福祉資金・コロナ特例貸付の償還困難者に係る職権免除基準等の提示

< 提言先 > 国

< 提言の理由 >

○生活福祉資金・コロナ特例貸付の償還については、償還が困難な方の多くが既定の免除要件に該当せず、償還が途絶えたり、償還猶予を繰り返さざるを得ない状況にある。そのため市区町村社協は、償還が困難な方の生活状況を把握するなど相談支援を行いながら、償還が困難な複数の理由を意見書に記載して職権免除を申請しているが、既定の免除要件に該当しない償還困難者に対する明確な職権免除の判断基準や目安等がないため意見書作成に苦慮している。

< 提言内容 >

○国は、償還が困難な方の生活再建を円滑に進めるため、例えば「1 カ月の生活費が1世帯で10万円以下（税金の停止要件）、70歳以上のみの世帯で年金生活、生活福祉資金以外で100万円以上の債務（住宅ローン等を除く）、2カ月以上の入院生活、特養入所で帰宅困難など、明確に償還困難であることの事実が確認できれば、一つの理由を以って職権免除とすることができる」等、償還猶予後の職権免除に関する全国一律の判断基準や目安等を提示すること

【参考 生活福祉資金・コロナ特例貸付 既定の償還免除要件】

- ・住民税非課税
- ・生活保護費受給
- ・精神保健福祉手帳 1 級
- ・身体障害者福祉手帳 1 級 2 級
- ・療育手帳 A 区分
- ・死亡
- ・失踪
- ・免責確定

(8) 日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業の安定的な実施体制の確保

<提言先> 国

<提言の理由>

- 日常生活自立支援事業及び生活福祉資金貸付事業の事務費の国庫補助基準額は「契約件数」及び「貸付件数」に応じて算定されており、契約や貸付に至るまでに要する相談支援や連絡調整の業務量や、契約数や貸付数の数倍にも及ぶ相談支援等に係る業務量を踏まえた積算となっていない。
- 特に、生活福祉資金貸付事業については、不足する事務費を貸付原資の取崩しで対応している状況が続いている。

<提言内容>

- 国は、地域における権利擁護支援や生活困窮者支援の要となる日常生活自立支援事業及び生活福祉資金貸付事業の安定的な実施体制を確保するため、事務費の補助基準額について、相談支援件数や関係機関との連絡・調整件数等といった、その業務量を踏まえた積算に拡充すること

3 災害福祉の推進

(1) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

<提言先> 県、市町村

<提言の理由>

- 大規模災害の発生に備えて、高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせ、支援者、避難先、必要な配慮などを記載した個別の避難行動計画の作成率について、本県は2.2%（令和7年4月1日時点）に留まっており、計画の策定を速やかに進めることが喫緊の課題となっている。

<提言内容>

- 県、市町村は、要支援者の安全を確実に確保するため、個別避難計画の作成の意義について普及啓発を図るとともに、自治会・自主防災組織や福祉専門職と連携し、計画作成率のアップを図ること

(2) 災害関連死を防ぐための在宅避難等要配慮者の情報共有

<提言先> 国

<提言の理由>

- 能登半島地震の際、災害で助かった「いのち」が避難後に失われる災害関連死が多かったことを教訓に、在宅避難者や車中泊を含む要配慮者の情報を迅速に把握する仕組みが必要となっている。
- 避難所や医療施設、福祉施設の被災情報を迅速に把握し共有するための「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」は、福祉施設の被災状況等を把握する情報共有システムと連携しているが、福祉施設や社協には閲覧権限が付与されていない状況がある。

<提言内容>

- 国は、災害派遣福祉チーム（DWAT）が在宅や車中泊の避難者等の要配慮者への支援を効果的に進めるため、市町村が把握する在宅の被災高齢者や障害者の情報、災害ボランティアセンター（災害 VC）が把握する要配慮者情報を一体的に管理できるシステムを構築し、さらに災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）との情報連携を図ること
- 国は、D24H について、災害発生時に自治体と福祉施設、災害 VC が情報共有できるよう、閲覧権限を拡大すること。また、平時から D24H を活用した訓練を行い、災害時における迅速な支援体制につなげること

(3) 被災した社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣に係る費用

<提言先> 国

<提言の理由>

- DWAT の派遣に係る人件費は災害救助費の対象となっているが、被災した福祉施設への介護職員等の応援派遣に係る人件費については、被災した施設の基本報酬で対応することとされており、被災した施設では自施設の職員の人件費に加えて、応援派遣職員の人件費の負担が生じている。このため、能登半島地震の際には、応援派遣職員の人件費負担を理由に受援を断念したケースがあった。

<提言内容>

- 国は、被災した福祉施設等への介護職員等の応援派遣に係る人件費について、受援側の経営状況に依存する現在の仕組みを改め、DWAT と同様に災害救助費の対象とするか、あるいは特例的な公的助成を適用するなどの措置を講じること

(4) 災害ボランティアセンターの運営体制の確保

<提言先> 国

<提言の理由>

- 災害 VC の運営経費のうち、被災した住民への相談対応や訪問調査にかかる費用を除く人件費や、災害 VC 設置に係る建物賃借料、活動資機材費などが依然として災害救助費の対象外となっており、運営上の大きな負担となっている。

<提言内容>

- 国は、ボランティアによる被災地での活動を安定的に行うため、災害 VC で業務を行う職員の人件費（被災住民への相談対応・訪問調査以外）、建物賃借料、活動資機材費など運営にかかる各種経費を災害救助費の対象とすること

【参考 災害福祉に関連する活動と災害救助費の概要】

	活動内容	人件費	旅費	備考
①	災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣	○	○	
②	被災した社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣	×	○	ただし、被災した福祉施設が、自治体からの要請に基づき福祉避難所としての機能を果たす場合は災害救助費の対象
③	災害ボランティアセンターの運営	×	○	ただし、被災した住民への相談対応・訪問調査業務のみ災害救助費の対象

(本会作成)